

## 地域スポーツ広場・少年広場の管理運営について

### 1 概要

地域スポーツ広場・少年広場は、市内の市有、公有（国、県所有）、民有の未利用地・遊休地を暫定的に利用し、青少年を中心に子供から大人まで誰もが自由に利用できる場を、地域の人々の協力によって設置・運営しているものです。

未利用地・遊休地の暫定利用であるため、変動がありますが、平成 28 年 4 月 1 日現在、市内には、地域スポーツ広場 13 か所（市有地 11、国有地 1、県有地 1）、少年広場 8 か所（国有地 1、県有地 3、民有地 4）の合計 21 か所が設置・運営されています。

本市では、「横浜市広場・はらっぱ要綱」及びこれを踏まえた各区事務取扱要領により、設置及び運営について定めています。

### 2 管理運営委員会の役割

自治会町内会の役員や関係団体の関係者で構成される管理運営委員会は事業の実施主体として管理運営全般を担います。具体的な項目は次のとおりです。

- (1) 利用ルールの策定
- (2) 占用利用を行う場合の利用調整
- (3) 日常管理（除草、清掃）
- (4) 安全点検（フェンス破損有無の確認等）

### 3 行政の役割

行政は管理運営委員会に対し、運営補助金の支出やフェンス設置等の支援を行うほか、運営にあたっての助言等を行います。具体的な項目は次のとおりです。

- (1) フェンスの設置・修繕等、環境整備
- (2) 廃止の際の原状回復（フェンス撤去等）
- (3) 運営費の補助
- (4) 管理運営委員会への助言

### 4 利用者等からのご意見等の対応について

利用等に係るトラブルについては、まずは管理運営委員会において解決を図っていただいておりますが、区役所にご意見・ご相談が寄せられた場合には、関係者から事情を聴くなど、状況を確認したうえで、アドバイスを行う等の対応を行っています。

## 地域に身近な公園の管理運営について

### 1 概要

地域に身近な公園では、美化活動等を行う「公園愛護会」のほか、多目的広場や少年野球場等の運動施設において、利用調整など日常的な管理運営を行う「公園施設管理運営委員会」を地元の皆様を中心に結成しています。

本市では、管理運営委員会が行う事務について、「横浜市公園施設管理運営委員会事務取扱要綱」を定めています。また、管理運営委員会が適切な運営が行えるよう、制度の仕組みや手続き、活動の留意点についてまとめた「公園施設管理運営委員会マニュアル」を作成しています。この要綱やマニュアルにより、地域の実情に応じた公園施設の管理運営が図られています。

### 2 公園施設管理運営委員会の役割

自治会町内会の役員や施設を利用する団体の代表者で構成される管理運営委員会は、利用調整や、除草・清掃等の日常的な管理運営を行います。具体的な項目は次のとおりです。

- (1) 利用調整方法の策定
- (2) 占有利用を行う場合の利用調整
- (3) 日常的な施設の維持管理
- (4) 安全点検

### 3 行政の役割

行政は管理運営委員会に対し、運営費の交付や、管理運営委員会では対処できない公園の大規模な修繕を行うほか、運営にあたっての助言等を行います。具体的な項目は次のとおりです。

- (1) 公園の大規模な修繕（フェンスの大規模な修繕など）
- (2) 運営費の交付
- (3) 管理運営委員会への助言

### 4 利用者からのご意見等の対応について

利用者間での利用等に係るトラブルについては、まずは管理運営委員会において解決を図っていただいておりますが、土木事務所や区役所に寄せられたご意見・ご相談については、関係者から事情を確認するなど、状況を確認したうえで、管理運営委員会に適切なアドバイスを行うなどの対応を行っています。

学校開放事業における管理・運営方法について

開放する施設	校庭、体育館、格技場などの市立学校施設
管理方法	施設管理者：学校
運営主体	文化・スポーツクラブ
運営方法	学校開放の運営については、登録団体や地域の方を中心に組織した文化・スポーツクラブが、地域の実情や利用状況に合わせて、基本ルールとなる会則（規約）を定め、運営に必要な諸経費を負担し、自主・自立的に運営しています。
規則・要綱等	○横浜市立学校施設使用規則 ○学校体育施設の開放に関する要綱
利用調整方法	各文化・スポーツクラブが、会則等に従い、利用調整を行っています。 例：定期的に登録団体が集まり、利用調整会議を実施、等
利用者等からのご意見等の対応について	教育委員会で作成している「横浜市学校開放事業～学校施設開放運営の手引き～」に基づいて、各文化・スポーツクラブが、利用調整をしています。利用者間のトラブルについては、文化・スポーツクラブにおいて、話し合いのもと、解決を図っています。
管理運営ルール等の周知方法	横浜市生涯学習ページ 「はまなび」上で手引き、様式等を公開しています。 <a href="http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/open/">http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakusyu/open/</a>
備考	学校開放事業は、生涯学習の振興を図るため、学校施設を学校教育や部活動に支障のない範囲で、身近な文化・スポーツ活動などの場として、地域の皆様に開放しています。